

議第第六号

三朝町温泉運営委員会に關する条例の制定について

三朝町温泉運営委員会に關する条例を次のように制定するものとする。

昭和三十五年十二月二十三日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十五年十二月二十三日原案可決

三朝町議會議長 加藤 幸太郎



三朝町温泉運営委員会に關する条例

第一条 三朝温泉の源泉保護並に將來の温泉計画についで  
町又は町の諮詢に應ずると共に温泉の開發利用  
等について調査研究し温泉の管理運営を円滑にす  
るために三朝町温泉運営委員会（以下委員会といふ）を置く

第二条 委員会は町又は町の諮詢に應じ三朝温泉の源泉  
保護及び温泉計画並に温泉の開發利用等に対する  
基本的な調査研究を行い又はこれ等について意見を  
を具申することを得ざるものとする

第三条 委員会の委員は十五名とし左の各委員を以て組  
織する

委員長

一名

副委員長

一名

委員

十三名

2. 委員は左の区分によつて送出する

4. 部落代表 七名(砂原一三朝、山田ニ、大瀬ニ、横手ニ)

ロ、温泉所有者四名(温泉所有者又は温泉管理者の中より町長が委嘱する)

ハ、学識経験者四名(町長が委嘱する)

3. 委員長副委員長は委員の互送によつて定める

4. 委員の任期は二年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする

才四条 委員会は町長が招集し委員長が議長となる

才五条 委員会は必要に依り専門部会を設けることので

きる

才六条 この条例に定むるもの、ほが運営に關し必要な事項は規則で定める

### 附 則

この条例は公布の日から施行する